

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 8月31日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>(8) 略</p>	<p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。